

1 基本的考え方

新設合併の場合は、一般職の職員が勤務していた市町の法人格が消滅するため、職員は失職することとなる。  
 しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められている。  
 このため、合併協議会において、1市2町の職員を、新市の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要がある。  
 また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、新市発足後の職員の任用制度、給与等に関して基本的な取り扱い方針を協議する必要がある。

2 1市2町の職員数（平成16年4月1日現在）

部門別職員数

	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考	
	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数
市町長の事務部局	375	304	102	90	77	77	554	471
議会の事務部局	6	6	2	2	2	2	10	10
選挙管理委員会の事務部局	3	2	2	(兼務2)		(兼務2)	5	2
農業委員会の事務部局	5	4	2	(兼務2)	2	2	9	6
監査委員の事務部局	2	2	1	(兼務1)		(兼務1)	3	2
教育委員会の事務部局	122	91	39	32	31	24	192	147
水道事業	27	25	6	6	3	3	36	34
老人保健施設事業	-	-	-	-	3	3	3	3
計	540	434	154	130	118	111	812	675

教育委員会の事務部局の職員数には、教育長（条例定数外）は一般職の身分を併せ持つため、人数に含めている。

3 職名等

(1) 職の名称

	観音寺市	大野原町	豊浜町
<p>吏員 (事務吏員・技術吏員)</p>	<p>課長、局長、支所長、福祉事務所長、主幹、室長、課長補佐、局長補佐、支所長補佐、福祉事務所長補佐、下水浄化センター所長、衛生センター所長、港務所長、保育所長、副主幹、総括主査、総括自動車運転技師、総括営繕技師、総括環境整備技師、総括調理技師、係長、主査、主任主事、主任技師、保育所長補佐、主任保育士、主任自動車運転技師、主任営繕技師、主任環境整備技師、主任調理技師、主事、技師、保育士、自動車運転技師、営繕技師、環境整備技師、調理技師</p>	<p>参事、課長、主幹、園長、保育所長、課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士、係長、主任主事、主任教諭、主任保健師、主任保育士、主任保健師、主任栄養士、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士、主事、教諭、保育士、保健師、栄養士、主事補</p>	<p>本庁 課長(室長)、主幹、課長補佐(室次長)、副主幹、係長、主査、主任主事、主任保健師、主事、保健師</p> <p>出先機関 所長、副所長、主任保育士、保育士、栄養士</p>
<p>吏員以外の職</p>	<p>事務員、技術員、保育士、自動車運転技術員、営繕技術員、環境整備技術員、調理技術員</p>	<p>運転手、用務員、給食調理員、作業員、主任ホームヘルパー、ホームヘルパー</p>	<p>自動車運転手、清掃整備員、給食調理員、用務員、ホームヘルパー</p>

## (2) 級別職務分類表（標準職務分類表）

	観音寺市	大野原町	豊浜町
1 級	定型的な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事補、教諭、保育士、保健師、栄養士	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
2 級	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事及び教諭、保育士、保健師、栄養士の職務に相当の経験年数を経た職員の職務	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
3 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主任主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
4 級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士及び副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、係長
5 級	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	係長、主任保育士、主任教諭、主任保健師、副主幹、副所長、教頭
6 級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 総括主査の職務又はこれに相当する職務	園長、副園長並びに課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	副主幹、主任保育士、主任教諭、主任保健師、課長補佐、副所長、教頭 主幹、所長、園長
7 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	課長、主幹、園長、保育所長	主幹、室長、課長、所長、園長、議会事務局長
8 級	課長の職務又はこれに相当する職務	参事、課長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長	課長、議会事務局長

#### 4 職員の給与

##### 給料表、手当等の状況

	観音寺市	大野原町	豊浜町
給料表	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制
初任給 （行政職一）	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当
退職手当制度	観音寺市職員の退職手当に関する条例に基づき支給される。	香川縣市町総合事務組合（旧香川縣市町職員退職手当組合）に加入し、組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。	

## 5 参考条文

### 地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の(2) 地方開発事業団の理事長及び監事の職

(1)の(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤の職

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員

### 市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

## 6 先進地の事例

市町村名	合併期日	調整方針
西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会	H16.11.1	1. 西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 4. 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 5. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保障したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。
丸亀市・綾歌町・飯山町 合併協議会	H17.3.22	1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 1. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 2. 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。 3. 職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4. 現職員については、現給を保障する。